

14. 学生会関係

- (1) 秋田工業高等専門学校学生会会則 ······ P1
- (2) 秋田工業高等専門学校学生会準則 ······ P7
- (3) 学生会組織図 ······ P9

秋田工業高等専門学校学生会会則

前文 学生会は秋田工業高等専門学校学生会準則（昭和42年規則第6号。以下「学生会準則」という。）に基づき、学校との協調のもとに学生の自発的な活動を通して、学生相互の協和と学生個々の主体性を高めると同時にその社会的責任を自覚し、人間形成に努めることを目的とする。

第1章 総則

第1条 本会は、秋田工業高等専門学校学生会と称する。

第2条 本会は、学生の自主活動を通じて学生生活の充実をはかることを目的とする。

第3条 本会は、本校在籍の学生全員をもって構成する。

第4条 会員は、次の権利を有し義務を負う。

- (1) 会員は、規約に定める各種役員の選挙権を有する。
- (2) 会員は、すべての規約に定める各種役員の被選挙権を有する。
- (3) 会員は、規約を遵守し本会運営に協力する義務を負う。
- (4) 会員は、別に定める入会金及び会費を納入する義務を負う。

2 前項の入会金及び会費については、第9章の規定による。

第5条 本会は、本校在職の教員全員を顧問とする。

2 会長が必要と認めたときは、本校在職の職員のなかから顧問を委嘱することができる。

第6条 本会は、その運営のために次の機関を置く。

- (1) 学生総会
- (2) 代表委員会
- (3) ホームルーム
- (4) 事務局及びその分局
- (5) クラブ、同好会
- (6) 選挙管理委員会

第2章 役員

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 会計 | 2名 |
| (4) 監査 | 2名 |
| (5) 書記 | 1名 |
| (6) 体育委員長 | 1名 |

(7) 文化報道委員長 1名

(8) 応援団長 1名

(9) 選挙管理委員長 1名

2 会長は、全会員の直接選挙によって選出される。

3 会長は、第1項の役員を任命するものとする。

4 会長が必要と認めた場合第1項の役員の他に役員を任命することができる。

第8条 前条の役員の任務は、次のとおりとする。

(1) 会長

会長は、本会を代表し、会務を総括するものとする。

(2) 副会長

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行するものとする。

(3) 会計

会計は、本会の会計に関する事務を取り扱うものとする。

(4) 監査

監査は、本会の運営に関して総会の成立の認知、及び会計監査などの事務を取り扱うものとする。

(5) 書記

書記は、本会の会務に関する事務を取り扱うものとする。

(6) 体育委員長

本会の体育行事に関する事務及び体育クラブと本会との連絡に関する事務を取り扱うものとする。

(7) 文化報道委員長

本会の文化行事に関する事務及び文化クラブと本会の連絡に関する事務を取り扱い、執行部と学生との連絡に関する事務及び意見交流などの報道を仕事とする。

(8) 応援団長

体育大会その他において応援団の統率を行う。

(9) 選挙管理委員会

選挙に関する事務を取り扱うものとする。

2 前条第4項の役員の任務は、そのつど会長の指示によるものとする。

第9条 第7条第1項の役員の任期は1年とする。

2 前項の任期は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わるものとする。

3 任期満了前に欠員が生じその補充がなされた場合、その任期は前任者の残余の期間とする。

4 第7条第3項の役員の任期は、会長の任意によるものである。

第10条 第7条第1項の役員の交替は、原則として第2回学生総会において行うものとする。

第11条 会長は、学生総会の議決に限り任期中1回限り、拒否権を行使することができるものとする。

2 前項の拒否に対して、学生総会が重ねて同一の決議を行った場合、会長は辞任することができるものとする。

第3章 学生総会

第12条 学生総会は、本会の最高議決機関とする。

第13条 学生総会の種類は、定期学生総会と臨時学生総会の二つとする。

第14条 定期学生総会は、次の二つとする。

- (1) 第1回学生総会
- (2) 第2回学生総会

2 前項第1号の総会は、新年度始業日以後その日を含めて30日以内に開催されるものとする。

3 第1項第2号の総会は、12月末日までに開催されるものとする。

第15条 臨時学生総会は、次の各号の一に該当する場合招集されるものとする。

- (1) 会長がその必要を認めた場合
- (2) 代表委員会がその開催を決議した場合
- (3) 休学生を除く会員総数の3分の1以上の連署によって会長にその開催を要求した場合

第16条 学生総会は、原則として会長の要請により、議長が招集するものとする。

2 総会の招集は、遅くとも72時間以前に公示をもってなされることを原則とする。

3 前項の公示には、議題が明示されているものとする。

第17条 学生総会の定足数は、会員総数（休学停学生を除く。）の2分の1以上とする。

第18条 学生総会の議事細則は、別に定める。

第4章 代表委員会

第19条 代表委員会は、学生総会に次ぐ議決機関とする。

第20条 代表委員会の種類は、定例代表委員会と臨時代表委員会の2種類とする。

第21条 定例代表委員会は、前期と後期の始めに1回ずつ開催されることを原則とする。

第22条 臨時代表委員会は、次の各号の一に該当する場合に招集されるものとする。

- (1) 会長が必要と認めた場合
- (2) 代表委員の3分の1以上が連署によって会長にその開催を要求した場合

第23条 代表委員会の代表委員は、各ホームルームごとに2名選出されるものとする。

2 前項の代表委員の選出方法は、各ホームルームの任意とする。

3 代表委員の任期は、1年とするものとする。

4 代表委員の任期は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

5 任期満了前に欠員が生じその補充がなされた場合、その任期は、前任者の残余の期間とする。

6 代表委員に異動が生じた場合は、直ちにその旨を会長に届け出るものとする。

第24条 代表委員会は、会長が招集するものとする。

2 代表委員会の招集は、遅くともその開催の48時間前に公示をもってなされることを原則とする。

3 前項の公示には、議題が明示されるものとする。

第25条 代表委員会の定足数は、代表委員総数の2分の1以上とする。

第26条 代表委員会の議事細則は、別に定める。

第5章 ホームルーム

第27条 ホームルームは、会員と会長あるいは代表委員会とを媒介し本会の運営に寄与する。

第6章 事務局及びその分局

第28条 事務局は、会長の責任事項に関する事務を遂行する。

第29条 事務局は、次の役員によって構成される。

(1) 第7条第1項の役員（会長、会計、監査等）

(2) 第7条第3項の役員（副会長、書記、その他）

第30条 分局は、会長の責任事項のうちで、その機能が特別のものに対して会長がこれを設置する。

2 分局に関し会長がその必要を認めた場合その細則を定めることがある。

第7章 クラブ

第31条 クラブは、第2条の目的を達成するために、個々の分野に応じて同好者によって組織されるものとする。

2 クラブは、学生会準則第8条第2項により、指導教員をもつものとする。

第32条 クラブは、その経費の一部又は全額を会長に要求してその支給を受けることができる。

第33条 クラブは次の第2項の条件を満たさなければならない。

2 クラブは5月末時点で最低5名以上所属しており、かつ年に一回以上、大会又はコンクールへ出場若しくは発表会などにより活動内容を公表しなければならない。

3 クラブの新設は会長の承認を経た後、学生総会の承認を受けなければならない。

4 既存のクラブが第2項の条件を満たしていない場合は監察処分とし、翌年度の学生総会までに満たすことができなければ、学生総会の承認を経て廃止とする。

第34条 クラブに関する細則は、別に定める。

第8章 選挙管理委員会

第35条 選挙管理委員会は、第7条第1項の役員選挙を管理するものとする。

第36条 選挙管理委員は、各ホームルームごとに1名選出されるものとする。

2 前項の委員は、第7条の役員及び第23条の代表委員を兼任することができない。

第37条 前条の委員の任期は、1年とするものとする。

2 前項の任期は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

3 任期満了前に欠員が生じその補充がなされた場合、その任期は、前任者の残余の期間とする。

第38条 選挙管理委員会の細則は、別に定める。

第9章 入会金及び会費

第39条 入会金及び会費の額は、翌年度の分について毎年第2回学生総会において決議するものとする。

2 前項の入会金及び会費の額は、前項の決議に基づき校長の承認を得た額をもって翌年度の入会金及び会費とする。

第40条 納入の期日及び方法は、本会と本校総務課との協議を経て、総務課長の指示によるものとする。

第10章 会計及び会計監査

第41条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第42条 会計及び会計監査事務に関する細則は、別に定める。

第11章 予算及び決算

第43条 予算の決定は、第1回学生総会において決議されるものとする。

第44条 前条の予算案は、学生総会提出に先立ち特設の予算会議において審議されるものとする。

2 前項の予算会議は、各クラブの代表者1名によって構成される。

3 予算会議において会長が必要と認めた場合は、別にその細則を定めることができる。

第45条 決算は、第1回学生総会において承認を得るものとする。

2 代表委員会から決算報告の要求があったときは、前項の規定にかかわらず1回限り行うものとする。

第12章 事業計画及び事業報告

第46条 事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第47条 会長は、事業計画書を作成し代表委員会の承認を得て学生主事に提出し校長の承認を得なければならない。

第13章 細則の制定及び改廃

第48条 細則は、代表委員会の承認を経て会長がこれを制定する。

第49条 細則の改廃は、代表委員会の承認を経て会長がこれを行う。

第14章 規約改正

第50条 規約改正の発議は、会長、代表委員、会員によってなされるものとする。

2 代表委員発議は、代表委員総数の過半数の連署によってなされるものとする。

3 会員発議は、80名以上の連署によってなされるものとする。

第51条 前条の発議案は、すべて審議に付されるものとする。

2 発議案は、代表委員総数の3分の2以上の賛成を得たときに成立、決定し、学生総会で報告するものとする。

第52条 成立した発議は、校長の承認を得なければならない。

2 前項の承認は、発議が成立した日から7日以内に校長宛申請書を提出しなければならない。

3 校長は、申請書を受理した日から7日以内に是否を決定するものとする。ただし、特別の理由等により是否の決定が7日以内にできないときは、理由並びに延期を必要と認める期日をして回答するものとする。

4 校長は申請を否とするとき、否とする理由を付して回答するものとする。

第53条 前条の承認を受けた発議案は、承認を受けた日から発効する。

附 則

この会則は、平成29年11月10日に最終改正されたものである。

秋田工業高等専門学校学生会準則

第1条 学生会は、学校の指導のもとに学生の自発的な活動を通して、その人間形成を助長し、高等専門教育の目的達成に資することを目的とする。

第2条 学生会は、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- (1) 学生生活を楽しく、豊かで規律正しいものにし、よい校風をつくる態度を養う。
- (2) 健全な趣味や豊かな教養を養い、個性の伸長をはかる。
- (3) 心身の健康を助長し、余暇を活用する態度を養う。
- (4) 学校生活における集団の活動に積極的に参加し、自主性を育てるとともに、集団生活において協力し、民主的に行動する態度を養う。
- (5) 学校生活において、自主的能力を養うとともに、公民としての資質を向上させる。

第3条 学生会活動を行うにあたっては、次に掲げる事項を遵守するとともに、法令及び秋田工業高等専門学校学則（昭和39年規則第1号）、学生準則、その他学校の定める諸規則に違反してはならない。

- (1) 学生会は、学校の教育方針にのっとり、学校の教育使命の達成に寄与しなければならない。
- (2) 学生会は、本来の目的使命に限り、その目的を逸脱し、学園の秩序を乱す行動を行ってはならない。
- (3) 学生は、学生会の運営について常に深い関心をはらい、その活動に積極的に参加しなければならない。
- (4) 学生会は、会員の総意に基づいて運営されなければならない。又、いかなる場合においても、個人の思想、良心等に関する基本的な自由を侵してはならない。
- (5) 学生会は、校外活動を行うにあたっては、学校の承認と指導を受け学生会の目的の範囲内において行動しなければならない。
- (6) 学生会は、その目的使命の達成上必要があり、かつ、学生会の自主性が阻害されないと認めて、学校が承認した場合に限り、校外団体に加盟することができる。

第4条 学生会は、学生会員をもって構成するものとする。

2 学生は、入学と同時に学生会の構成員となるものとする。

第5条 学生会に総会、代表委員会、役員、委員会及び部を置く。

2 総会は、少なくとも年1回開催するものとする。

3 代表委員会は、学級及び部ごとに選出された代表委員をもって構成し、学生会の運営に関する重要事項を審議する。

4 役員は、選挙によって選出し、学生会の会務を処理する。

5 委員会の種類は、総務委員会、文化委員会、体育委員会及び報道委員会とする。

6 委員会をその活動内容に応じて、相当数の部に分ける。

7 学生は、その希望によって部に所属するものとする。

第6条 学生会は、規則を制定して学校の承認を受けるものとする。規則の改正についても同様とする。

2 規則中には少なくとも次の事項を記載しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 構成
- (4) 組織
- (5) 役員の種類、任務及び任期
- (6) 総会、代表委員会の機能と権限
- (7) 委員会の種類とそれらの機能
- (8) 会費のこと。
- (9) 会計のこと。
- (10) 校長の最終決定権及び相当の教員の指導のこと。
- (11) 会議の招集のこと。
- (12) 委員会活動の連絡調整のこと。
- (13) 選挙のこと。
- (14) 会議、各委員会、会計、選挙等の細則のこと。
- (15) 事業計画及び予算、決算のこと。
- (16) 規則の改正のこと。
- (17) 規則発効の期日のこと。

第7条 学生会は、毎年度、事業計画書及び收支予算書について学校の承認を受け、また、事業報告書及び収支決算書を学校に提出するものとする。

第8条 学生会の指導については、校長の命を受けて学生主事が総括する。

2 各委員会及び各部にそれぞれ指導教員を置く。

3 指導教員は、校長が命じ、学生主事の総括のもとに部の活動の指導にあたる。

附 則

この準則は、平成16年4月1日に最終改正されたものである。

学 生 会 組 織 図

